

配当還元方式による自社株対策 ～相続開始後の対策 1～ その7

今回から「配当還元方式による自社株対策」をシリーズで解説しています。今回は、相続発生後においても、同族株主に該当する株主が、遺産分割によってどのように自社株を相続するかにより、相続税の負担がどのくらい増減するかについて設例で確認します。

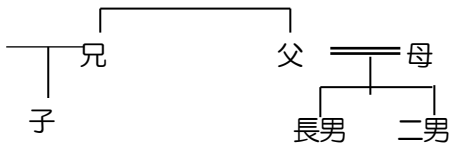
1. 遺産分割で取得後の議決権割合が5%未満の範囲内で相続する

被相続人が所有する株式の議決権割合が一定割合以下の場合には、同族株主である相続人が5%未満の議決権しか相続しなかったら、配当還元価額によって相続することができます。

【設例】

- 被相続人 父（令和5年3月死亡）
- 相続人 母・長男・二男（全員A社の役員ではない）
- 相続財産
 - (株)A社株式 1,200株（12%所有し、議決権は1株＝1個。原則的評価方式による価額2万円・配当還元価額500円）
 - その他 22,800万円
- (株)A社の株主の状況
父の兄が株式の6,800株（68%）の株式を、父の兄の子は2,000株（20%）所有しています。父の兄が代表取締役、父は専務取締役で、父の兄の子が取締役に就任して将来の後継予定者と目されています。

【親族図】



5. 分割方法

- 分割案1 A株式は1/3ずつ相続し、その他の財産は法定相続分どおり相続する
- 分割案2 A社株式は長男がすべて相続し、その他の財産は法定相続分どおり相続する

(単位：万円)

	分割案1				分割案2			
	母	長男	二男	合計	母	長男	二男	合計
A社株式	20	20	20	60	—	2,400	—	2,400
その他	11,400	5,700	5,700	22,800	11,400	5,700	5,700	22,800
課税価格	11,420	5,720	5,720	22,860	11,400	8,100	5,700	25,200
相続税	0	854	854	1,708	0	1,299	914	2,213

分割案2によると、長男は同族株主で、かつ、取得後の議決権割合が5%以上となることから、A社株式の相続税評価額は原則的評価方式によって評価することとなります。

一方、分割案1によれば、母・長男及び二男は、全員同族株主に該当しますが、取得後の議決権割合は5%未満で、他に中心的な同族株主（父の兄やその子）がいて、母・長男及び二男は中心的な同族株主に該当せず、かつ、役員でもないことから、特例的評価方式によって評価することができます。

<分割案1による遺産分割を行った場合の原則評価・特例評価判定表>

判定者	範囲						判定
	父の兄	父の兄の子	母	長男	二男	合計	
	6,800	2,000	400	400	400	10,000	
父の兄	6,800	2,000	—	—	—	8,800	○
父の兄の子	6,800	2,000	—	—	—	8,800	○
母	—	—	400	400	400	1,200	×
長男	—	—	400	400	400	1,200	×
二男	—	—	400	400	400	1,200	×

(文責： 山本和義)